

温故知新

これまで刊行しました、『近江日野の歴史』第一巻「自然・古代編」、第二巻「中世編」、第五巻「文化財編」、第六巻「民俗編」、第八巻「史料編」、第七巻「日野商人編」は、教育委員会や各公民館などにおいて、一冊四、〇〇〇円で好評販売中です。ぜひともお買い求めください。

去る三月、『近江日野の歴史』第七巻「日野商人編」を刊行しました。「日野商人編」の大きな特徴の一つとして、各商家の詳細な経営分析を挙げておりますが、分析の対象となる営業科目を見ると、そのほとんどが酒や醤油・味噌の醸造であることがわかります。醸造業は日野商人の代表的な業種であり、現在多くの日野商人の後継会社が、北関東を中心に酒や醤油・味噌の醸造業を営んでいます。

先月号から、日野商人のさまざまな活動の様子を、シリーズでご紹介していますが、第二回目の今回は、日野商人の代表的な業種である醸造業、特に江戸時代の酒造について紹介しましょう。

酒造株と酒造統制

江戸時代、酒造業を始めるには、「酒造株」の入手が必要でした。「酒造株」とは、多くは将棋の駒の形をした木札で、それに酒造當

業人の住所・氏名と公認された醸造量（株高）を記した、免許鑑札のこと

のことを指します。

酒造業は、幕府経済の基盤となつていた米を大量に消費する米穀加工業であるため、凶作時にはこの

鑑札の株高を基準にして、厳しい統制を受けていました。「二分の一造り」「三分の一造り」などは、株高に対し加えられた制限の割合を意味しています。いっぽうで、凶作以外の時には、株高を超えた醸造は黙認されており、比較的自由に醸造することができます。

鑑札に書かれている株高と実際の醸造量がかけ離れているのはそのためです。

酒造株改めと冥加

日野商人が出店先で「酒造株」を入手しようとした時、「借りる」と「買う」の二種類の方法が考えられます。「酒造株」は無制限に発布されるものではなく、株仲間の管理下にある既存の株を売買・貸借する方法が一般的でした。

借り株・持ち株

「酒造株」の売買譲渡に関しては、同一領内においてのみ認められ、他国間での「酒造株」の移動は基本的に禁止されました。これは「冥加」の賦課基準が、領主によつて必ずしも一定でなかつたためと言われています。

出店先における日野商人の立場は、いわゆる余所者です。本籍が隣のあつた、天明期・天保期の株改めに関する史料が本巻でも散見されます。

また、「酒造株改め」には、米価調節のほか、「冥加」を賦課するというもう一方の目的があります。現在も酒には酒税が掛けられていますが、「冥加」は江戸時代の税の一種で、酒造に関しては「株高〇〇石に対する金〇両」というように、公認された株高に対して賦課されていました。

とで、酒造の営業を認められた事例も見られます。また、創業当初は「借り株」で営業し、後に蓄財や事業拡大を契機としてそれまでの「借り株」を購入して「持ち株」とする方法も度々用いられていました。



▲酒造鑑札